

福祉電話貸与契約書

福祉電話の貸与について、土浦市福祉電話貸与事業実施要綱（平成15年土浦市告示第39号。以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、貸与者土浦市長（以下「甲」という。）と被貸与者（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

第1条 甲は、次の福祉電話（以下「貸与物件」という。）を乙に無償で貸与する。

電話機の種類	機種	数量	備考
単 独	プッシュホン	1 台	

第2条 乙は、貸与物件を利用するに当たっては市長の指示及び東日本電信電話株式会社が定める電話利用に係る諸規定を遵守し、善良な管理者としての注意を払うとともに、その維持管理に必要な費用を負担しなければならない。

第3条 貸与物件の使用等に係る経費のうち、甲の負担部分を除く経費（通話料及び移転、修繕、休止時に要する費用等）は、乙の負担とし、東日本電信電話株式会社の指示により支払わなければならない。

2 甲は、貸与物件の設置時に係る経費及び使用料等基本料金相当額を負担するものとする。

第4条 乙は、貸与物件を亡失し又は損傷したとき、氏名又は住所に変更があったとき、並びに電話を必要としなくなったときは、直ちに甲に届け出てその指示に従わなければならない。

第5条 乙は、貸与物件を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は担保等に供してはならない。

第6条 この契約の期間は、令和 年 月 日から乙が貸与物件を必要としなくなるまでの間とし、乙が次の各号の一に該当するに至った場合は、甲はこの契約を解除し、乙は要綱第9条の規定に基づき、貸与物件を返還しなければならない。

- (1) 死亡したとき
- (2) 要綱第2条の規定に該当しなくなったとき
- (3) 要綱又はこれに基づく事項に違反したとき
- (4) その他甲が、貸与物件を貸与することが不適當であると認めたとき

第7条 乙は、前条の契約の解除及び貸与物件の返還により生じた損害の賠償又は負担した費用を甲に対して請求することができない。

第8条 この契約の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 土浦市大和町9番1号
氏 名 土浦市長 安藤 真理子 印

乙 住 所 土浦市
氏 名 印